

○ 図書室利用規定

- ① 図書の閲覧及び貸出は、本校生徒及び職員に限り行う。
但し、外部から特別に希望のある場合はこれを考慮する。
- ② 図書の閲覧及び貸出は、午前9時30分から午後4時45分までとする。
- ③ 学校休業日及び職員の図書係が指定した日は、貸出を行わない。
- ④ 図書の貸出冊数は、1回につき1人3冊までとする。
- ⑤ 貸出期間は、貸出当日から2週間以内とする。
但し、長期休業の際はこの限りではない。
- ⑥ 貸出図書の転貸借は禁止する。
- ⑦ 新聞、雑誌は持ち出しを禁止する。
- ⑧ 図書を紛失、破損した場合は現物で弁償する。
現物とは、同一図書（著者、書名、出版社等が同一のもの）を指し、中古品も可とする。
- ⑨ 閲覧者は室内では静粛と秩序を維持し、図書の扱いは指示された規則を必ず守る。
- ⑩ 図書の貸出規則に反したときは、図書の貸出の禁止、または退室を命ずることがある。